

## 甲子園短期大学学則

### 第1章 総則

第1条 本学は、学校法人甲子園学院の校訓「・ 勉努力、和衷協同、至誠一貫」を建学の精神として、教育基本法及び学校教育法に基づき、広い一般教養と実生活に即する専門知識を授け、健全円満な人格を陶冶し、平和社会の進展に貢献できる女性を養成することを目的とする。

2 前項に基づく学科、専攻課程の人材養成の目的及び教育研究上の目的は、別に定める。

第2条 本学は甲子園短期大学と称する。

第3条 本学は兵庫県西宮市瓦林町4番25号に置く。

第4条 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価の対象となる範囲及び実施体制等については別に定める。

第4条の2 本学は、教員の授業内容や教育方法の改善・向上を図るため、組織的な研究・研修を行う。

2 前項の実施体制等については別に定める。

### 第2章 学科・修業年限及び定員

第5条 本学に生活環境学科及び幼児教育保育学科を置き、修業年限は2年とする。但し、在学年数は修業年限の2倍を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、第42条の1に定める長期履修学生の修業年限は、最長4年とする。

第6条 学生の定員は次のとおりとする。

入学定員	生活環境学科		収容定員	
	生活環境専攻	80名		160名
	介護福祉専攻	40名		80名
	幼児教育保育学科	100名		200名

介護福祉専攻は、各学年1学級編成とする。

### 第3章 学年・学期・休業日

第7条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

学年を分けて2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

第8条 休業日は次の通りとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び学院創立記念日(5月1日)

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 夏期休業 7月11日から9月10日まで

(4) 冬期休業 12月21日から翌年1月10日まで

(5) 春期休業 3月11日から4月10日まで

2 学長が必要と認めた場合には、前記休業日を変更し、又は休業日に授業を行うことがあ

る。

3 学長が必要と認めた場合には、臨時に休業日を設けることができる。

#### 第4章 授業科目

第9条 本学において開講する授業科目単位数は、別表1、別表2及び別表3の通りとする。

#### 第5章 入学・退学・休学・復学・転学及び除籍

第10条 入学は毎学年の始めとする。

第11条 本学に入学することのできる者は、女子にして次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として、認定した在外教育施設
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他相当の年令に達し、高等学校卒業者と同等以上の学力ありと本学において認められた者

第12条 入学志願者は入学検定料を添えて、所定の入学願書等を提出しなければならない。但し、提出の時期、方法等について別に定める。

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

第14条 本学に再入学又は転入学を希望する者については、生活環境学科介護福祉専攻を除き、欠員ある場合に限り、選考の上入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 3 本学を卒業又は退学し、卒業又は退学前の学科と異なる学科に入学を志願するときは、第12条から第13条までを適用する。
- 4 他の短期大学又は大学を卒業又は退学した者、又は大学院を修了又は退学した者が本学に入学を志願するときには第12条から第13条までを適用する。

第15条 入学試験合格者は、所定の期日までに、入学金その他の学費を添えて、保護者又は親権者署名捺印の保証書を提出し、入学の手続きをしなければならない。

第16条 入学手続終了者に対して学長は入学を許可する。

第17条 本学に在学する者で他の学科又は専攻に転籍を願い出る者があるときは、選考の上これを許可することができる。但し、生活環境学科介護福祉専攻への転籍は認めない。

第18条 保護者又は親権者が死亡・転居その他の事由により、その資格を失った場合は、直ちに代人を届け出なければならない。

第19条 病気その他の事由により、引き続き2ヵ月以上就学できない場合は医師の診断書又はその事由を付して、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 休学期間は学年を超えてはならない。但し、特別の事情がある場合は引き続き1年以内  
に限り期間を延長することができる。
- 3 休学期間は在学期間に通算しない。
- 4 休学期間中にその事由が消滅し復学しようとするものは、復学願を提出し、許可をうけ  
なければならない。

第20条 退学しようとする時は、保護者又は親権者はその事由を具し、署名捺印の上願  
い出なければならない。

第21条 次の各号の1に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 死亡又は長期にわたり行方不明の者
- (2) 病気・成績不良その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 所定の在学期間を超えた者
- (4) 所定の休学期間を超えて、なお復学できない者
- (5) 所定の期限内に学費を納入しない者

#### 第6章 履修方法・課程修了の認定及び卒業

第22条 授業科目を履修した者には認定のうえ単位を与える。

- 2 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、各授業  
科目の単位数は次の基準により計算する。
  - (1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。但し、別に定める授業科目に  
ついては30時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。但し、別に定める授業科目に  
ついては15時間の授業をもって1単位とする。
  - (3) 実験・実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とする。但し、別に定  
める授業科目については30時間又は40時間をもって1単位とする。
  - (4) 講義と実習等二つ以上の方法の併用により行う授業科目については、その組み合わせ  
に応じ、前各号の基準により算定した合計時間数をもって1単位とする。
  - (5) 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とす  
る。

第23条 単位修得の認定の方法は筆記試験、実技試験又は研究報告による。

- 2 出席時間数が総授業時間数の3分の2(介護実習にあつては5分の4)に満たない者には  
当該科目の履修の認定をしない。
- 3 学習の評価は、3, 2, 1及び0の四段階をもって示し、3, 2, 1を合格とし、0を不合格とす  
る。

第24条 学生は2年以上在学し、総合教養科目及び専門教育科目について、次の通り単位  
を修得しなければならない。

区 分	総合教養科目	専門教育科目	合 計
生活環境学科	12 単位以上	54 単位以上	66 単位以上
生活環境専攻		67 単位以上	79 単位以上
介護福祉専攻			
幼児教育保育学科		56 単位以上	68 単位以上

第25条 教育職員免許状を得ようとする者は、前条のほか教育職員免許法及び同法施行規  
則に規定する科目の単位を修得しなければならない。

第26条 保育士の資格を得ようとする者は、幼児教育保育学科に在籍し、第24条に定め  
るところによるほか児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号の指定保育士養成施設

の修業教科目及び単位数ならびに履修方法(平成13年厚生労働省告示第198号)に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。その細則は別に定める。

- 2 介護福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、生活環境学科介護福祉専攻に在籍し、第24条に定めるところによるほか社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第1項第3号に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。その細則は別に定める。

第27条 事故等やむをえない事由により受験できなかった者は、追試験を受けることができる。

第28条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学及び高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議に基づき30単位を超えない範囲で単位を与えることができる。

第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし単位を与えることができる。

- 2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第14条に規定する再入学又は転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

第30条 学長は第24条に規定する要件をみたした者について、教授会の議を経て、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

- 2 卒業証書には、短期大学士の学位を得たことを証する。

第31条 本学において取得できる資格は、別に定める。

## 第7章 学 費

第32条 本学の学費は次のとおりとする。

入学検定料	30,000円
入学金	300,000円
授業料年額	630,000円
教育充実費年額	345,000円
実験実習費年額	55,000円

学費は、所定の期日までに納入するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第42条の1に定める長期履修学生については、年額で定められている学費につき、第5条第1項に定める修業年限2年を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額とする。
- 3 前各項に定める学費の外、免許・資格取得に必要な臨地実習費は別途徴収する。

第33条 休学中の学費はその期の授業料の半額を納入するものとする。

- 2 退学又は転学しようとする者は、その期の授業料は納入するものとする。

第34条 既納の学費は、事情の如何にかかわらずこれを返却しない。

## 第8章 教員組織

第35条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、その他の職員を置く。

2 専任教員数は、短期大学設置基準第 22 条別表第 1 に準拠するものとする。

## 第 9 章 教授会

第 36 条 本学に教授会を置く。

第 37 条 教授会は本学の学長及び教授を以て組織し、学長又は教授会が必要と認めた場合は、准教授を加えることができる。

第 38 条 教授会は学長が必要と認めたとき、又は教授会の構成員の 3 分の 2 以上の要求があったとき、学長之を招集し、議長となる。但し学長事故あるときは先任教授が代行する。

第 39 条 教授会は次の事項を審議する。

- (1) 学則及び学内諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (2) 学科課程に関する事項
- (3) 教育研究に関する事項
- (4) 学生の教育指導に関する事項
- (5) 学生の入学・退学・休学・復学・転学及び除籍に関する事項
- (6) 学生の試験及び卒業の認定に関する事項
- (7) 学生の賞罰に関する事項
- (8) 教授、准教授、講師、助教、助手の候補者選考に関する事項
- (9) その他の教育上重要な事項

## 第 10 章 図書館

第 40 条 本学に附属図書館を置く。

2 図書館に関する規程は別に定める。

## 第 11 章 聴講生及び科目等履修生

第 41 条 本学学科課程のうち 1 科目又は数科目聴講を希望する者があるときは、学生の学修を妨げない場合にかぎり、短期大学卒業生又は高等学校卒業生と同等以上の学力ありと認めた者を選考の上、聴講生又は科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生が受講した授業科目について試験を受け、これに合格した場合は所定の単位を与える。

第 42 条 聴講生及び科目等履修生に関する規程は別に定める。

第 42 条の 1 第 5 条第 1 項に定める修業年限を超えて授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者は、選考の上、長期履修学生として入学を許可する。

2 長期履修学生に関する規程は、別に定める。

## 第 12 章 公開講座

第 43 条 公開講座は、学生の学習を妨げない場合に限り、教授会の議を経て、適当な日時を定めこれを開き、学生の研究ならびに一般市民の文化向上に資する。

## 第 13 章 賞 罰

第 44 条 学業の成績優秀にして品行方正なる者、又は他の学生の模範となる者は特に之を表彰することがある。

2 学業成績優秀にして、学費支弁が困難な者に学業を奨励する意味において、教授会で選考の上、特待生として学費を免除することがある。

第 45 条 本学の規則方針に違反し、その他本学の学生としての本分に反する者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、戒告・停学及び退学とする。

第 46 条 在学中次の各号の 1 に該当する者は、退学処分とする。

- (1) 学業劣等にして、卒業の見込みのない者
- (2) 正当の事由なくして出席常ならぬ者
- (3) 性行不良にして、改善の見込みのない者
- (4) 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する者

#### 第 14 章 学生寮

第 47 条 本学に学生寮を設ける。

2 その規則は別に定める。

#### 附 則

本則は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

- 1 平成 20 年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 第 26 条第 2 項の規定は、平成 23 年度入学生から適用する。但し、平成 21 年度及び 22 年度入学生（平成 22 年度及び 23 年度卒業生）に限り、同条に定められた授業科目を履修し、その単位を修得することにより、なお従前の例による。

#### 附則

本則は平成 21 年 8 月 1 日より施行し、平成 22 年度入学生の入学手続きから適用する。

#### 附則

本則は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1

科目		単位		授業形態	科目		単位		授業形態
		必修	選択				必修	選択	
総合教養科目	特別演習ⅠA	1		演習	総合教養科目	英語ⅡA		1	演習
	特別演習ⅠB	1		演習		英語ⅡB		1	演習
	特別演習ⅡA	1		演習		英会話入門		1	演習
	特別演習ⅡB	1		演習		女性のための生き方講座		2	講義
	人権教育の研究	1		講義		社会人としてのマナー		2	講義
	生活文化演習		2	演習		プレゼンテーションⅠ		1	演習
	文学		2	講義		プレゼンテーションⅡ		1	演習
	国際社会と日本		2	講義		話し方講座Ⅰ		2	講義
	生命倫理		2	講義		話し方講座Ⅱ		2	講義
	臨床哲学		2	講義		写真表現入門		2	講義
	日本国憲法		2	講義		カラーコーディネート入門		2	講義
	心理学		2	講義		レクリエーション実技Ⅰ		1	演習
	数字で見る経済		2	講義		レクリエーション実技Ⅱ		1	演習
	くらしと法律		2	講義		現代社会論		2	講義
	地域の歴史と生活		2	講義		経営学概論		2	講義
	くらしと環境		2	講義		情報処理論		2	講義
	臨床心理		2	講義		プログラミング入門		2	講義
	園芸学		2	講義		インターネット入門		2	講義
	食と健康		2	講義		簿記会計		2	演習
	文章表現		2	講義		園芸療法論		2	講義
	実用文の書き方Ⅰ		2	演習		園芸療法実習Ⅰ		1	実習
	実用文の書き方Ⅱ		2	演習		園芸療法実習Ⅱ		1	実習
	書道A		1	演習		ガーデニングⅠ		2	演習
	書道B		1	演習		訪問介護論Ⅰ		2	講義
	美術A		1	演習		訪問介護論Ⅱ		2	講義
	美術B		1	演習		医療管理学概論		2	講義
	フラワーデザインⅠ		1	実習		医療秘書実務		2	演習
	フラワーデザインⅡ		1	実習		医療業務に関する医学一般		2	講義
	情報処理ⅠA		1	演習		医療業務に関する薬の知識		2	講義
	情報処理ⅠB		1	演習		医療事務総論		1	講義
	情報処理ⅡA		1	演習		医療保険請求事務実演		1	演習
	情報処理ⅡB		1	演習		文書技術論		2	講義
	情報活用術		2	演習		総合教養講座		2	講義
	体育A		1	講義					
	体育B		1	実技					
	レクリエーション概論		2	講義					
	英語ⅠA		1	演習					
	英語ⅠB		1	演習					

教職免許状を取得する場合、日本国憲法、体育A、体育B、英語ⅠA、英語ⅠB、情報処理ⅠA、情報処理ⅠB、又は情報処理ⅡA、情報処理ⅡBは必修とし、総合教育科目14単位以上修得すること。

別表2

科目		単位		授業形態	科目		単位		授業形態
		必修	選択				必修	選択	
生活環境学科生活環境専攻専門教育科目	生活環境学概論	2		講義	生活環境学科介護福祉専攻専門教育科目	生活福祉と社会保障	2		講義
	生活総合演習Ⅰ	2		演習		福祉制度概論	2		講義
	生活総合演習Ⅱ	2		演習		園芸Ⅰ	1		実習
	生活マネジメントⅠ		2	講義		園芸Ⅱ	1		実習
	生活マネジメントⅡ		2	演習		介護概論	2		講義
	生活文化		2	講義		介護の基本Ⅰ	2		講義
	消費と流通		2	講義		介護の基本Ⅱ	2		講義
	社会福祉概論	2		講義		介護の基本Ⅲ	2		講義
	エバーサルデザイン		2	演習		介護の基本Ⅳ	2		講義
	生活園芸Ⅰ		1	実習		介護の基本Ⅴ	2		講義
	生活園芸Ⅱ		1	実習		コミュニケーション技術Ⅰ	2		演習
	園芸デザインⅠ		1	実習		コミュニケーション技術Ⅱ	2		演習
	園芸デザインⅡ		1	実習		生活支援技術概論	2		講義
	ファッションコーディネート		2	演習		生活環境支援技術Ⅰ	1		演習
	ソーイングクラフト		2	演習		生活環境支援技術Ⅱ	1		演習
	生活デザイン		2	演習		日常生活支援技術Ⅰ	1		演習
	栄養と健康		2	講義		日常生活支援技術Ⅱ	1		演習
	食物と調理		2	実習		日常生活支援技術Ⅲ	1		演習
	食品加工		2	演習		日常生活支援技術Ⅳ	1		演習
	食の安全		2	講義		日常生活支援技術Ⅴ	1		演習
	調理の科学		2	講義		日常生活支援技術Ⅵ	1		演習
	クッキングⅠ		2	実習		ターミナルケア	2		演習
	クッキングⅡ		2	実習		介護過程Ⅰ	2		演習
	フードコーディネート論Ⅰ		2	講義		介護過程Ⅱ	2		演習
	フードコーディネート論Ⅱ		2	講義		介護過程Ⅲ	2		演習
	救急と介護		1	実習		介護過程Ⅳ	2		演習
	卒業研究		2	演習		介護過程Ⅴ	2		演習
	フィールドワーク研修		2	演習		介護実習	10		実習
	暮らしの行事と文化		2	講義		介護総合演習	4		演習
	ホスピタリティとボランティア		2	講義		発達と老化Ⅰ	2		講義
	テーブルコーディネート		2	演習		発達と老化Ⅱ	2		講義
	アロマコーディネート		2	演習		認知症の理解Ⅰ	2		講義
	コミュニケーション論		2	講義		認知症の理解Ⅱ	2		講義
	発表技法論		2	演習		障害の理解Ⅰ	2		講義
	イベントコーディネート演習Ⅰ		2	演習		障害の理解Ⅱ	2		講義
	イベントコーディネート演習Ⅱ		2	演習		こころとからだのしくみⅠ	2		講義
	メイクアップ演習		2	演習		こころとからだのしくみⅡ	2		講義
	ブライダル概論Ⅰ		2	講義		こころとからだのしくみⅢ	2		講義
	ブライダル概論Ⅱ		2	講義		こころとからだのしくみⅣ	2		講義
	総合プロジェクト演習Ⅰ		2	演習		卒業研究		2	演習
総合プロジェクト演習Ⅱ		2	演習	アロマコーディネート		2	演習		
日本語基礎演習Ⅰ		2	演習	メイクアップ演習		2	演習		
日本語基礎演習Ⅱ		2	演習						

別表 3

科目		単位		授業形態	科目		単位		授業形態
		必修	選択				必修	選択	
幼児教育保育学科専門教育科目	精神保健		2	講義	幼児教育保育学科専門教育科目	小児栄養 A		1	演習
	言語表現		1	演習		小児栄養 B		1	演習
	幼児音楽基礎 A	1		演習		養護原理		2	講義
	幼児音楽基礎 B	1		演習		乳児保育		2	演習
	幼児音楽表現 A		1	演習		幼児臨床心理学		2	講義
	幼児音楽表現 B		1	演習		保育実習		4	実習
	造形基礎 A	1		演習		保育実習事前事後指導		1	実習
	造形基礎 B	1		演習		保育実習Ⅱ		2	実習
	造形表現 A		1	演習		保育実習Ⅲ		2	実習
	造形表現 B		1	演習		レクリエーション概論		2	講義
	身体表現	1		演習		レクリエーション演習 A		1	演習
	教育原理	2		講義		レクリエーション演習 B		1	演習
	保育原理 A	2		講義		卒業研究		2	演習
	保育原理 B	2		講義		総合演習		2	演習
	保育原理Ⅱ		2	講義		保育者論		2	講義
	教育心理学		2	講義		家族援助論		2	講義
	発達心理学	2		講義		障害児保育		1	演習
	子どもとことば		2	演習		養護内容		1	演習
	保育内容総論		1	演習		幼児教育基礎演習 A	1		演習
	保育内容健康		1	演習		幼児教育基礎演習 B	1		演習
	保育内容人間関係		1	演習		教職実践演習		2	演習
	保育内容環境		1	演習					
	保育内容言葉		1	演習					
	保育内容表現		1	演習					
	ピアノ A		1	演習					
	ピアノ B		1	演習					
	保育総合表現		2	演習					
	保育指導法		2	講義					
	教育実習指導		1	実習					
	教育実習		4	実習					
	社会福祉		2	講義					
	社会福祉援助技術		2	演習					
	児童福祉		2	講義					
	小児保健 A		2	講義					
	小児保健 B		2	講義					
	小児保健実習		1	実習					